

様式第2号（第8条関係）

会議の概要報告	
1. 会議の名称	令和4年度 第1回甲賀市少年センター協議会
2. 開催日時	令和4年9月5日(月) 10時00分～11時30分
3. 開催場所	甲賀市役所3階 会議室301
4. 議題	令和3年度甲賀市少年センター活動状況について 令和4年度甲賀市少年センター活動状況について
5. 公開又は 非公開の別	公開
6. 出席者	<p>《協議会委員》</p> <p>甲賀警察署生活安全課 課長 高岡 景磯            甲賀市保護司会 会長 中本 欽三            甲賀市民生委員児童委員協議会連合会 理事 瀧井 ちづる            甲賀市更生保護女性会 会長 松井 和子            甲賀市少年補導(委)員会 会長 林 善彦            甲賀市区長連合会 副会長 辻本 仁士            甲賀市小学校校長会 校長 池田 修一            甲賀市中学校校長会 校長 中條 克彦            甲賀市湖南省高等学校校長会 校長 平井 忠美            甲賀公共職業安定所 統括職業指導官 稲田 晃一            こども政策部子育て政策課 課長 田中 淳美            教育委員会事務局学校教育課 課長 前田 正</p> <p>《事務局》</p> <p>教育委員会 教育長 西村 文一            教育委員会事務局 教育次長 田村 勝也            教育委員会事務局社会教育スポーツ課 課長 三日月 利安            教育委員会事務局社会教育スポーツ課 参事 岡崎 徳幸            教育委員会事務局社会教育スポーツ課 係長 神山 貴昭            教育委員会事務局社会教育スポーツ課 主査 安田 尚孝            少年センター 所長 大澤 崇            少年センター(司会) 次長 安田 諭            少年センター(記録) 無職少年対策指導員 松並 純子</p>
7. 傍聴者	0人
8. 会議資料	資料1 甲賀市少年センター協議会委員名簿 資料2 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針 資料3 令和3年度甲賀市少年センター活動概要について 資料4 令和4年度少年センター活動状況(4～7月) 資料5 甲賀市少年センター条例 資料6 甲賀市少年センター条例施行規則
9. 議事の結果 概要	1. 令和3年度甲賀市少年センター活動状況について 事務局：資料3により説明 2. 令和4年度甲賀市少年センター活動状況について 事務局：資料4により説明 3. 意見交換 ・「あすくる」の設置検討について

10.その他	<p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水口中央公民館改築工事の概要 「水口中央公民館改築工事図面」 社会教育スポーツ課 三日月課長より説明</li> <li>2. 甲賀警察署管内の状況 「甲賀警察署少年非行のあらまし令和4年7月末暫定値」 甲賀警察署 高岡生活安全課長より説明</li> <li>3. 甲賀公共職業安定所管内の就労状況 「滋賀労働局一般職業紹介状況（令和4年7月分）」 甲賀公共職業安定所 稲田統括職業指導官より説明</li> </ol>
--------	--

【意見交換】

議長 只今、事務局から説明がありました内容について、何でも結構ですので委員の皆様のご意見等ございますか。

委員 青少年の健全育成ということを考えたときに、少年センターの活動がとても大事だと日頃から感じております。そこで、これから青少年の健全育成という観点で、甲賀市としてどう考えていくのかお答えいただきたいです。

今現在の人員ですと、相談等の対応に十分な人員数であるのかと考えています。小学生、中学生、高校生の年代で、少年センターにお世話になって、相談を受けることで、甲賀市の相談に来た青少年が健全に育っていくと思いますので、現在の体制がはたしてこれでいいのか、どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

具体的に申しますと、例えばお隣の湖南省ですと、『あすくる』機能を持たせておられますので、そのようなことが甲賀市として必要ではないかなと感じます。湖南省のような、『あすくる』機能を持たすことに関しては、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長 事務局回答をお願いします。

事務局 甲賀市に『あすくる』機能を持たしてはどうかのご意見をいただきました。県内に少年センターは16ヶ所あり、そのうち9ヶ所に『あすくる』機能を持った少年センターがあると認識しています。『あすくる』の業務には、非行等の問題を抱えた青少年を立ち直らせる支援として、臨床心理士の職員や専門のコーディネーターが、その子どもにあった5つのプログラムの中から最適なプログラムを実施し支援していると把握しています。

当少年センターの現状につきましては、年間1,500件を超える相談件数があることも認識しておりますが、現在甲賀市役所におきましては、本年4月から組織改革で、地域共生社会推進課を設置させていただきました。

事務局           この課では、関係各課が重層的にいろいろな問題を抱えた事案対して、協議する場を設け、その問題がスムーズに専門機関につながられるような体制づくりにとり組んでいるところでございます。

今すぐに『あすくる』を立ち上げるか、また、今の現行の職員で業務ができるのかどうかについては、今後、関係各課と連携を深めながら検討をしていきたいと考えています。

議 長           はい、ありがとうございました。委員さん、再質問ございますか。

委 員           『あすくる』機能を持たせると、フリースクール的な扱いができると思いますけれども、その地域共生社会推進課でそのようなことできるのでしょうか。やはり、『あすくる』機能と地域共生社会推進課ができることは違うと思いますので、不登校の多いことが甲賀市としての課題でありますので、そのようなところを市として取り組まなければならないと思うのですがいかがでしょうか。

議 長           事務局、回答をお願いします。

事務局           『あすくる』機能と地域共生社会推進課の意味合いが違うのではないかとご意見いただきました。確かに『あすくる』には、いろいろなプログラムがあり、そのプログラムの中で、その分野の専門の方が支援されると思います。甲賀市においても、先ほど申し上げた地域共生社会推進課を窓口として、いろいろな問題を集め、解決するための協議の場を持つという意味では、『あすくる』よりは専門性が低くなるかも分かりませんが、同じような機能だと思っています。当市としましては、現在『あすくる』機能が設置されていないのが現状ですので、今後、市役所の関係各課と重層的な取り組みをまず、進めるとともに『あすくる』設置についても調査や研究をしていきたいと思えます。

事務局           今の説明につきまして、現状を説明したいと思います。

まず、『あすくる』の現状でございますが、先ほども説明があつた通り、現在、少年センターは県内に16センターあり、9センターに『あすくる』機能があります。正式名称を「滋賀県非行少年等立ち直り支援システム」といいます。これを通常『あすくる』と呼んでおります。

これにつきましては、所管が県の健康福祉部子ども青少年局で、ここが予

事務局

算化して、平成16年4月1日に16センターのうち4センターに『あすくる』機能を設置し、現在、9センターまで拡大しているところでございます。

非行等問題を抱える少年の立ち直りのための必要な生活習慣の改善と就労、就学、家庭環境の改善等を行う支援システムを構築して、効果的に運用を図ることによって非行防止を目的としております。

実施主体は市町が設置する少年補導センター、すなわち少年センター内に設置されています。

ここを拠点として支援する体制となっており、この『あすくる』を設けますと、基本的には、職員は支援コーディネーター1名、臨床心理士担当1名、現役の教員1名で3名の配置が原則でございます。3名の人員が少年センターの職員にプラスされ、『あすくる』機能をつくと聞いております。支援には5つの生活改善プログラムがあり、コーディネーターが、まずアセスメントして、それを個々にコーディネーターとして計画的に支援している状態のものが『あすくる』という形でございます。

先ほど委員の方がフリースクールというお話をされましたけれども、『あすくる』は設立当初から、通所する小中高校生は、すべて出席扱いになっております。当少年センターにも、中学校・高校を退学した子どもが通所していましたが、結局再逮捕されて施設送致の状態になってしまいましたが、『あすくる』機能のような支援システムがあったなら、このようなことがなく更生できるのではないかと考えているところです。

また、近年は家庭裁判所少年審判において保護観察や審判不開始の処分を受けた子どもが「君は、〇〇の『あすくる』に通所しなさい。」という少年審判の席上においても、裁判官から通所指示をされているという事例がございます。そういう状態で司法の場においても認知されてきているというのが『あすくる』でございます。

議長

ありがとうございました。他にご意見はございますか。

委員

『あすくる』につきましては、私が以前、勤めていた学校で生徒指導主任をしていましたが、10年ぐらい前から『あすくる』機能がありました。

問題を起こした生徒を呼び出して指導をしていただいたり、学習指導をしていただいたり、或いは退学の相談にのっていただき就労まで支援をしていただきました。大変ありがたい機能であったと記憶しております。

甲賀市につきましても、できるだけそのような機能を一つにまとめた上で、少年センターに相談に行けば、そのような支援をしてもらえる機能

委員 にはしていただきたいと思います。少年センターに出向いて、そこで、「他の場所に相談に行ってください。」と紹介されるのではなく、少年センターに行けば、全ての相談にのってもらえ、一元化した形で対応していただくと現場の学校としては大変ありがたいと感じております。できましたら、前向きに検討していただければと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 今回の発言はご意見としてお聞きすればよろしいですか。

委員 はい。

議長 平成16年の4月から滋賀県が、明るい明日がくるようにと、『あすくる』を設置されました。当時、私も防犯自治会の関係をしておりましたので、『あすくる』を、当時の甲西町長が、湖南市で開所するというこゝで、『あすくる』が、湖南市旧石部庁舎の別館2階に設置されました。私も行ったことがあり、その頃から続いている機能だと認識しておひます。当時は、1警察署1ヶ所というような形でスタートし、そのような基準があつたように思ひておひます。今はそれが外れているかもわかりません。

現在、子どもたちの問題は、教育委員会や福祉の分野のなど、いろいろな部署が入つて解決しなければならぬ状態にあります。そこで、教育委員会や各機関から滋賀県に向けて『あすくる』設置に向けて発信していけるとよいと思ひます。新しくできる中央公民館の図面を見ますと、若干狭隘すぎるかなと思ひます。そういう意味も含めて今後、令和6年に完成するまでに『あすくる』事業を取り入れていくのかも検討をお願ひします。

このことにつきまして、保護司選出の委員、何かご意見ありましたらお願ひします。

委員 水口中央公民館建設については、保護司の事務所スペースを要望した通りに配置いただきありがとうございました。

私からは別の要件で『あすくる』に関係して、保護司の立場として発言させていただきます。保護観察中の、特に中学生に対しまして学習支援を昨年度から実施しておひます。観察対象者に適した保護司を就学の支援に当てるよう、法務省から連絡があり、滋賀県が手を挙げ、大津保護観察所から依頼がありました。保護司には、教師経験者がたくさんいるので取り組んでほしいとのことでしたので、昨年度から実施しておひます。昨年もこの場で説明

委員

しましたが、滋賀県下では、非常に甲賀の青少年が指導しにくい、困難を抱えている少年が多い、生きづらさを抱えている少年が多いということで発言させていただきました。

滋賀県下では、現在 67 人の少年対象者がおり、大津が 17 人、草津が 13 人、甲賀が 11 人ということで、全国的に少年の件数が激減しておりますけれども、その中でもやはり、甲賀は比率的にも多いところでございます。

先ほど、少年センターの所長から居場所づくりについてのご発言がございました。この居場所づくりですが、少年と関わる大人が悪いのではないかと考えています。少年の中での居場所がなく、就労にしてもなかなか大人と相談するところがない。結局は、少年を利用しようとする大人に頼ってしまうというところなんです。保護観察中で、保護司がそういう人と「関わりを持ったら駄目だ。」と言っても、結局は行ってしまいます。そうならないためにも、やはり健全な居場所づくりが、非常に大事ではないかなと考えております。

議長

折角の機会でございますので、皆様、ご発言いただければと思います。

委員

建物よりも私はスタッフの方が大事であると思います。建物が狭くても、どこでもできると思います。現状 1,500 件もの相談があること自体、すごいことで、その中身についても、非常に大変で、1 日平均したら、4～5 件です。私も相談を 1 件受けたら、1 週間なり、1 か月、長ければ 1 年かかる場合もあることから、それが 1,500 件とは大変なことだと思います。それを 3 人程で受けるのは不可能なことです。それも含めてスタッフを増員すべきで、そこを要望されるべきでないのかなと思います。

当然それに付随している小学校、中学校、高校なり、有職無職青少年がおられるので、地域の民生委員、保護司にも相談されると思いますので、その案件だけでもすごい数になります。ですからそのところも含めて、人員は増やすべきだと感じます。

ただ、増やすだけではだめで、実際に実働できるかということの方が問題だと思いますので、人員の質の事も考えていくべきだと思います。そうすると、県に要望されて、建物の確保は後でもいいので、まずは、動いていただける臨床心理士が必要となります。また、コーディネーターは、実績のあるノウハウを生かせる方の配置をお願いしたいと思います。そういう意味では、『あすくる』に大変ノウハウを持っておられる議員もおられると思いますので、そのような方の力を借りながら、予算要求されればと思います。

議 長

只今委員から、スタッフの増員につきまして、ご意見がございました。このことについて、少年センターの方から何か意見ありますか。

事務局

現在の実情を申しますと、一度相談を受けますともちろん責任がでてきますし、解決するまでかなりの時間を要します。一人から、1日に2～3回、電話がかかってくることもあります。家の状態を聞き、かなり困っておられて緊迫した状態の時は、優先して時間をかけて対応しています。

具体例を申しますと、少年センターに相談に来ている中学校の不登校生徒については、学校でカウンセリングを受けているということを聞きましたので、直接中学校に出向き今までの経過や今後の方針等を聞き取っています。

我々は元警察官や元教員などの4名で対応しているため、カウンセラーの専門的な知識はなく、経験上の知識で対応しています。そのカウンセラー方は、以前、他市の少年センターで臨床心理士をしていたということで、その時のお話も含めて、アドバイスをいただきました。このように、現在は直接学校へ出向くなりして工夫はしております。

今、委員から言われたように、もし、当少年センターに臨床心理士がいたらその場で担当し、カウンセリング等ができるわけです。もちろん、今、話をいただいた『あすくる』の設置があればよい環境だと思います。

私たち職員は、悩んでいる子どもたちを目の前に現実として対応しているわけですので、できたら早い段階で、少しでも子どもたちの状況を救うために何らかの手だてがあれば大変ありがたいと思います。数年前からこの協議会でも同じようなご意見をいただいております。センターの責任は、非常に大きく、今後、このご意見についても検討を進めていけたらと思っております。

議 長

只今は、少年センター所長から少年センターとしての見解でした。教育委員会の事務局として何かありますか。これからの協議会を踏まえての意見になるかと思いますが、事務局担当課長の意見をお願いします。

事務局

『あすくる』を具体的に設置する話は、今回が初めて議題に上がったということもあり、事務局側もまだまだ勉強不足の部分があります。

今、少年センターの所長から言われた臨床心理士職員は、甲賀市役所内の発達支援課に数名資格を持った職員がいると認識しています。今後は部局横断的に各課連携しながら、臨床心理士職員にも関わってもらいながら進めていけたらと思っております。まだまだ、「あすくる」については、これから勉強させていただきながら、子どもたちにとってよい方向に進められたらと考えているところです。

議 長

ありがとうございました。確かにそうですね。現在は、市役所内に地域共生社会推進課ができていますし、先ほど申し上げましたように、教育委員会だけではなくて、福祉やいろんな部局を巻き込んだ中で考えていかないと、立ち直りや、いろんな面については難しいと感じます。

各課の情報を共有して、マンパワーの部分についても、臨床心理士を持っておられる課があれば、そういう方にも協力いただくとか、いろんな手当てがあると思います。

今日『あすくる』の話が出ましたので、直ぐには情報を持ち合わせてないと思います。令和6年度に水口中央公民館が丁度できるよい機会ですので、今後、いろいろな協議の中に入れてもらって、検討いただければと思います。他に各委員からのご意見がないようでございます。

本日は、令和4年度第1回甲賀市少年センター協議会において、学校側の委員からも様々なご意見をいただきました。今後、水口中央公民館の建て替え工事が進む中で、1日も早く綺麗な事務所で、できれば職員を増やしていただいて、次の世代を担う子どもたちの立ち直りがスムーズに進むように、運営していければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、ご熱心にご協議をいただき大変ありがとうございました。

皆様のご協力で議事を無事進行することができました。

これをもちまして議事を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。